

○瀬戸内市教育委員会が管理する公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する規則

平成21年2月19日

教育委員会規則第7号

瀬戸内市教育委員会が管理する公の施設に係る指定管理者の指定の手続等については、瀬戸内市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成16年瀬戸内市条例第67号)に定めるもののほか、瀬戸内市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則(平成16年瀬戸内市規則第53号)の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。